

令和 7 年度久留米市田主丸複合文化施設自家用電気工作物保安点検業務仕様書

1 適用

自家用電気工作物の定期点検、臨時点検及び保守に関する業務に適用する。
契約期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 点検の範囲

(1) 対象設備

ア 事業場の名称	久留米市田主丸複合文化施設（そよ風ホール）
イ 事業場の所在地	久留米市田主丸町田主丸 770 番地 1
ウ 受電設備容量	1850KVA (単相：650KVA, 三相：1200KVA)
エ 受電電圧	6600V
オ 発電機	非常用 3φ220V, 320KVA

(2) 対象設備について別紙に示す点検内容を実施し、その結果について報告する。なお、点検対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、施設管理担当者に報告する。

3 保安管理業務内容

保安管理業務の内容は、保安規程に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の設置または変更の工事について、設計の審査、工事の監督及び竣工検査を行い、必要な指示または助言を行う。
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、指導、協議または助言を行うとともに、当該電気工作物の点検、測定、試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、その他必要な事項がある場合は、これについて指示または助言を行う。
- (3) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導するとともに、事故原因を探求し、再発防止についてとるべき措置を指示または助言し、必要に応じ精密検査を行う。
- (4) 法令に基づく官庁検査の立会。

4 保安管理業務の方法

- (1) 保安規程別表に基づく点検、測定および試験は、次に掲げるものとする。
 - ア 通常点検 1 回／隔月（契約期間中 6 回）
(ただし、常時 24 時間絶縁監視装置を設置すること)
 - イ 定期点検 1 回／年
- (2) 電気工作物の設置、改造の工事期間中、工事の監督を週 1 回行う。

5 保守の範囲

定期点検、臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換または補充
 - ア 潤滑油、グリス、充填油等
 - イ ランプ類、ヒューズ類
 - ウ パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）
 - エ 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）
- (7) その他これらに類する軽微な作業

6 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (2) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- (3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (4) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- (5) 定期点検の点検周期の表記は下記による。

2 Mは2ヶ月1回、6 Mは6ヶ月に1回、1 Yは1年に1回行うものとする。

- (6) 高圧（特別高圧を含む）及び低圧電圧にかかる点検は原則として停電時に行う。

7 応急処置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (3) 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

8 点検の省略

- (1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
 - ア 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
 - イ 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
 - ウ 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
 - エ 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの

オ 足場のない給気又は排気のための塔

- (2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

9 点検及び保守に伴う注意事項

- (1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

10 暴力団排除等に関する事項

(1) 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たっては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(2) 暴力団排除に係る再委託契約に関する事項

受注者は、当該業務の再委託に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 再委託契約（二次以降の再委託契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および再委託契約の解除を求める場合もあること。
- イ 再委託契約を締結するときは、受注者は、再委託先から、「誓約書（再委託先用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

11 その他

(1) 維持管理のための情報提供

発注者による日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。

(2) 受注者変更時の対応

受注者が他の業者に契約変更になった場合には、発注者、変更前受注者、変更後受注者の３者による引継を実施し、保守管理業務が円滑に引継がれるように努めること。

- (3) 保安規程により定められている点検項目、点検内容及び周期は、本仕様書に優先する。なお、保安規程により定められていない事項は、本仕様書による。

- (4) 受注者は、契約後速やかに、保守対象部分の単線結線図、盤系統図を作成の上、施設管理担当者に提出のこと。また、契約期間中に施設の変更があった場合も同様とする。

- (5) 受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平

成 2 5 年法律第 6 5 号) を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

(6) 本仕様書に定めのないものは、発注者の担当職員の指示によるものとする。

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

電灯・動力設備

1. 分電盤（耐熱形分電盤を含む）、開閉器箱等

点検項目	点検内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M	・耐熱形分電盤に限る。
	④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	6M	・耐熱形分電盤（1種）に限る。
b. 屋外型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	
	③防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検する。	1Y	
	④盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無を点検する。	1Y	
2. 導電部			
a. 母線、分岐導体、盤内配線支持物等	①汚れ、異物、ごみ等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
b. 端子台	変色及び異臭の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
3. 機器			
【遮断器、継電器、電磁接触器、タイマー、リモコン、変圧器等】	①漏電遮断器のテストボタンにて動作の確認を行う。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	②各機器の異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
	③点検時を除き非常用ブレーカーが ON（入）になっていることを確認する。	6M	・耐熱形分電盤に限る。
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	・単独接地極の場合に限る。

2. 制御盤

点検項目	点検内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	・耐熱形盤は 6M とする。
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形盤は 6M とする。
	③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M	・耐熱形盤に限る。
	④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	6M	・耐熱形盤（1 種）に限る。
b. 屋外型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	
	③防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検する。	1Y	
	④盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無を点検する。	1Y	
	なお、フィルターがある場合は、目詰まりを点検する。	1Y	
2. 導電部			
a. 母線、分岐導体、盤内配線支持物等	①汚れ、異物、ごみ等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形盤は 6M とする。
	②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	・耐熱形盤は 6M とする。
b. 端子台	変色及び異臭の有無を点検する。	1Y	・耐熱形盤は 6M とする。
3. 機器、制御回路			
a. 遮断器、電磁接触器、継電器、端子台、制御スイッチ、計器、変流器、インバータ、表示灯、進相コンデンサ、ヒューズ類	①テストボタン(漏電遮断器等)による動作確認を行う。	1Y	
	②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	1Y	
	③機器取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	④単位装置ごとに試験運転を行い運転電流を確認する。	1Y	
	⑤換気扇の回転状態、異常音の有無を点検する。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無を点検する。	1Y	
	⑥液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検する。	1Y	
	⑦インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。	1Y	
b. 制御回路	①自動、連動運転等のシステム運転の確認を行う。	1Y	
	②警報装置の動作確認を行う。	1Y	
	③液面継電器の動作確認を行う。	1Y	
	④インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。	1Y	
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	・単独接地極の場合に限る。

3. 幹線

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ケーブル等の配線	①ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。	1Y	
	②端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。	1Y	
	③ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	1Y	
2. バスダクト	①接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。	1Y	
	②接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	1Y	
3. ケーブルラック及び配管	ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
4. 防火区画貫通処理部	き裂、欠落等の有無を点検する。	1Y	
5. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

受変電設備

1. 電気室、配電盤等（内部機器を除く）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 電気室	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ②取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③室内温度及び湿度の測定を行い、その良否を点検する。 ④室内整理状況の良否及び消火器の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y	
2. 配電盤			
a. 盤外観	①配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ②盤内への漏水又は痕跡、小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ③点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ④パイプフレーム等の据付け状況の良否、締付けボルトの緩みの有無を点検する。 ⑤操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	・開放形に限る
b. 開放形母線、閉鎖型盤内部【各機器を除く】	①内部床上、機器仕切り板等の清掃を行う。 ②母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ③機器取付及び配線接続状況の良否を点検する。 ④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑥配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。 ⑦盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	
3. 外部配線			
a. ケーブル等の配線	①ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ②端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ③ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。 ④垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y	
b. バスダクト	①接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。 ②設地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	1Y 1Y	
c. ケーブルラック及び配管	ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
---------	---------------------------------	----	--

2. 変圧器（モールド変圧器、油入変圧器、特別高圧ガス入変圧器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. モールド変圧器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。 ②本体取付け及び配線接続状態の良否を点検する。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。 ③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。 ⑤タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦冷却ファン付きは、外観及び作動の良否を点検する。 ⑧負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑨巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 5Y 1Y	対象外
2. 油入変圧器	1. 「モールド変圧器」①から⑧によるほか、次による。 ①油面計により、油量の良否を確認する。 ②放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。 ③劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサベータ等）の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。 ④変圧器内部又は油劣化防止装置より絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸化度試験 ・油中ガス分析	1Y 1Y 1Y 5Y	対象外
3. 特別高圧ガス入変圧器	①ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。 ②圧力計の汚れ、損傷、さび腐食等の有無を点検する。 ③ガス強制循環式のものは、ガス送風機の異常音の有無を点検する。 ④密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作、復帰の点検をする。 ⑤絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑥ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給する。また、振動に異常が無いことを確認する。 ⑦ガスの純度が規定値以上にあることを確認する。 ⑧ガスの成分測定を実施し、規定値にあることを確認す	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 3Y 3Y 3Y	対象外 ・密度スイッチが設置されている場合は除く（対象外）

5. 計器用変成器

点検項目	点検内容	周期	備考
計器用変成器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。	1Y	
	⑥電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。 また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	
	⑦変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

6. 避雷器

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④ギャップなし避雷器の場合は、漏れ電流測定を行い、その良否を確認する。	5Y	対象外

7. 高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 閉鎖形気中開閉器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
2. 開放形気中開閉器【LBS】	1. 「閉鎖形気中開閉器」①から⑤によるほか、次による。		
	①接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	②電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。 また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	
3. 真空開閉器	③操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	
	1. 「閉鎖形気中開閉器」①から⑤によるほか、次による。		
	①真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。	5Y	対象外
	②操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	

8. 高圧カットアウト

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧カットアウト	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
	⑥電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。 また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	

9. 高圧電磁接触器

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧電磁接触器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	・ 油入形に限る 対象外
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。 また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤接触器の開閉動作及び開閉表示の良否を点検する。	1Y	
	⑥油面計により油量が適正であることを確認する。	1Y	
	⑦操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。 また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する。	5Y	
	⑧内部消弧室、接触子等の異常の有無を点検する。	5Y	

10. 力率改善装置

点検項目	点検内容	周期	備考
力率改善装置 【進相コンデンサ 直列リアクトル】	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	対象外
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④油入式直列リアクトルは、絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 ・ 絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・ 酸化度試験	5Y	

11. 指示計器、表示操作及び保護継電器

点検項目	点検内容	周期	備考
指示計器、表示操作、保護継電器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	・ 指示計器に限る ・ 保護継電器に限る
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	⑤各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能していることを確認する。	1Y	
	⑥保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。	1Y	

	⑦シーケンス試験(インターロック試験及び保護継電器との連動試験)を行う。	1Y	
--	--------------------------------------	----	--

12. 低圧開閉器類(配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等)

点検項目	点検内容	周期	備考
低圧開閉器類 【配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等】	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。	1Y	
	⑤配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。	1Y	

13. 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS、C-GIS)

点検項目	点検内容	周期	備考
特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ 【GIS、C-GIS】	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損、き裂の有無を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑥開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否を点検する。	1Y	
	⑦密度スイッチ(圧力スイッチ)の動作復帰の点検をする。	1Y	
	⑧絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑨ガスの純度が規定値以上にあることを確認する。	3Y	
	⑩ガスの成分測定を実施し、規定値にあることを確認する。	3Y	密度スイッチが設置されている場合は除く(対象外対象外)

14. その他の特別高圧関連機器

点検項目	点検内容	周期	備考
充電判定装置	電力会社の送電を確認する充電判定装置の端子接続状況及び作動の良否を点検する。	1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

自家発電設備

- (a) 消防法の適用を受ける自家発電設備は、消防法及びこれに基づく総務省令等の定めるところによる。
- (b) 本仕様書は、消防法による非常電源、建築基準法による予備電源（以下「防災電源」という。）となる自家発電設備に適用する。
- (c) 運転試験は、6Mは無負荷、1Y及び6Yは負荷状態で実施する。

1. 自家発電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 発電機室等	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ②消火器の有無を点検する。 ③取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ④保守用 I ビーム、チェンブロック等にさび、取付けボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。 ⑤廃油処理が行われていることを確認する。 ⑥照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。 ⑦各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることを確認する。 ⑧点検上及び使用上障害となる不要物が置かれてないことを確認する。	6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M	
2. 本体基礎部等	①共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検する。 ②防振装置（防振ゴム、ばね、ストッパ）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検する。 ③付属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。 ④原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	6M 6M 1Y 1Y	
3. 原動機			
a. ディーゼル機関・ガス機関	①原動機の据付け状況を点検する。 ②各部の汚損、変形等の有無を点検する。 ③機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。 ④クランクケース、過給機、燃料ポンプ、調速機等各部の潤滑油量が適正であることを確認する。 ⑤潤滑油の汚れ及び変質の有無を点検する。 ⑥機関のターニングにより、次の点検を行う。 ・各シリンダの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否 ⑦燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否を点検する。 ⑧燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を	6M 6M 6M 6M 6M 1Y 1Y 1Y	・紙フィルターは交

b. ガスタービン 機関	・インペラの損傷、き裂、腐食等の有無を点検する。 ・ケーシング本体との隙間を測定する。 ⑳下記の空気諸弁を分解清掃後、弁及び弁座の面荒れの有無を点検する。 ・分配弁 ・塞止弁 ・始動・停止用電磁弁 ・減圧弁等	6Y	対象外
	21. 始動電動機等の点検は、下記により行う。 ・ブラシの摩耗状況を測定する。 ・整流子面に異常のないことを確認する。 ・開閉器主接点の面荒れを点検する。	6Y	対象外
	①原動機の据付け状況を点検する。	6M	
	②各部の汚損及び変形の有無を点検する。	6M	
	③機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無を点検する。	6M	
	④ボアスコープ等により燃焼器内部、タービン翼、タービンノズル及び圧縮機等の変形、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	⑤燃料フィルタ及び潤滑油フィルタの分解清掃は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑧による。ただし、カートリッジ式は、カートリッジを交換する	1Y	
	⑥潤滑油交換は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑪による。	6Y	対象外
	⑦下記燃焼器内部の分解点検及び清掃を行う。 ・燃料ノズルの燃料配管 ・燃焼器ケーシング部のヒートシールド板 ・アース、ケーブル等 ・ケーシング及びライナ ・点火プラグ及び燃料ノズル ・ライナ内外表面の割れ、焼損、カーボンの付着 なお、分解点検後の組立ては注記による。 注) 1) 燃料ノズルのガスケット両面には、シール剤を塗布する。 2) ノズル及びケーシングの取付けボルトには、二硫化モリブデン焼付防止剤又は同等品を塗布する。 3) ライナ取付け前に、ボアスコープでタービンノズルの点検を実施する。	6Y	対象外
	⑧タービン翼及びタービンノズルを下記により分解点検する。 ・ライナを取外した状態で、その開口部から目視及びボアスコープにより点検する。 ・ノズルのベーン、デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損、き裂等の有無を点検する。 なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無を点検する。	6Y	対象外
	⑨圧縮機の分解点検は、下記により行う。 ・圧縮機吐出し圧力、取出しタップをプレートと共に取外し、同位置に専用測定器具を取付ける。 ・ガスタービンを起動し、回転速度数、圧縮機吐出し圧力、圧縮吐出し温度及び排気温度を記録する。	6Y	対象外

	・日常の運転記録があれば、それらのデータを利用してガスタービンの性能低下があるか調査する。 ⑩始動電動機等は、a.「ディーゼル機関・ガス機関」21.による。	6Y	対象外
4. 発電機	①発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。	6M	
	②発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。	6M	
	③スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	6M	
	④接地線の断線、き裂及び接続部の緩みの有無を点検する	6M	
	⑤ブラシ付発電機は、ブラシを引き出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正值であることを点検する。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃を行う。なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバ等の取付け状態を点検する。	6M	
	⑥軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。	1Y	
	⑦潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙等を用いて点検する。	1Y	
5. 発電機制御盤類			
【発電機盤、自動始動盤、補機盤】			
a. 盤本体・内部配線等	①盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検する。	6M	
	②主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。	6M	
	③主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検する。	6M	
	④碍子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検する。	6M	
	⑤接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。	6M	
	⑥スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	6M	
b. 盤内機器	①自動電圧調整装置（AVR）の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無を点検する。	6M	
	②交流遮断器は、受変電設備「3. 交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）」仕様書による。	6M	
	③手動断路器は、受変電設備「4. 断路器」仕様書による。	6M	
	④計器用変成器は、受変電設備「5. 計器用変成器」仕様書による。	6M	
	⑤負荷開閉器は、受変電設備「7. 高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）」仕様書による。	6M	
	⑥指示計器、表示操作及び保護継電器は、受変電設備「11. 指示計器、表示操作及び保護継電器」仕様書による。	6M	

	⑦配線用遮断器等の開閉器類は、受変電設備「12. 低圧開閉器類」仕様書による。	6M	
c. 制御回路部	①制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。 ②補機盤は、次による。 ・補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。 ・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることを確認する。	6M 6M 6M	
6 始動用装置類			
a. 蓄電池設備	①直流電源設備「3. 蓄電池」仕様書による。 ②始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることを確認する。	6M 6M	
b. 空気始動設備	①始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ②始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができることを確認する。 ③附属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることを確認する。 ④安全弁の吹出し、吹下りの圧力値が適正であることを確認する。 ⑤空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び油量の良否を確認する。 ⑥始動回数試験後、始動用空気を規定時間内に規定圧力まで充気できることを確認する。	6M 6M 6M 1Y 6M 1Y	・検出用スイッチを作動させて運転してもよい。
c. 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異音、異常振動及び過熱がないことを確認する。また、充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内であることを確認する。	1Y	
d. 燃料槽	①燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併わせて油面計の動作の良否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性及びワイヤ等の損傷の有無を点検する。 ②燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検する。 ③燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。 ④燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。 ⑤燃料タンク内部のさび、損傷等の有無を点検する。 ⑥燃料タンクのスラッジの堆積状況を点検する。 ⑦地下燃料タンクのマンホール内部のさびの有無を点検する。	6M 6M 6M 1Y 6Y 6Y 1Y	
e. 燃料移送ポンプ	①ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。	1Y	対象外 対象外

f. ガス系統付属 機器	②ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検する。	1Y	
	③本体及び軸受部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。	1Y	
	④電動機との直結部分又はプーリ間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。	1Y	
	⑤軸封部分からの漏油の有無を点検する。	1Y	
イ. ガス昇圧機	①損傷、油漏れ、水漏れ等の有無を点検する。	6M	
	②油量を確認する。	6M	
	③温度、冷却水流量・温度等を確認し、軸受部の振動の有無を点検する。	1Y	
	④軸封部等の漏れの有無を点検する。	1Y	
ロ. 空熱比制御 装置	①制御機器の作動を確認する。	1Y	
	②外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を点検する。	1Y	
ハ. ガス調圧機 【レギュレータ】	ガス調圧器を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
ニ. 逆火防止装 置 【フレームアレ スタ】	逆火防止装置を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
ホ. 点火装置	①点火プラグ・コードを点検する。	6M	
	②分配器（ディストリビュータ）を開放し、内部の点検をする。	1Y	
	③高電圧発生器を開放し、内部の点検をする。	6Y	
ヘ. ガス混合器 【ガスミキサ】	ガス混合器を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
g. 冷却水系統 地下水槽等	①ボールタップ等の自動給水装置の変形損傷等の有無を点検し、動作が正常であることを確認する。	6M	対象外 対象外 対象外
	②地下水槽の水量を確認し、配管等の損傷、漏水等の有無を点検する。	6M	
	③冷却水を排出し、内部の清掃及び塗装を行う。	6Y	
	④地下水槽のフート弁を分解し、異常の有無を点検する。	6Y	
	⑤地下水槽内部の清掃、点検終了後、給水し、給水完了時の水位が規定値であることを確認する。	6Y	
h. 冷却塔	①羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	②充填材の汚損の程度を点検する。	1Y	
	③冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無及び水の透明等を点検する。	1Y	
	④送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まりを点検する。	1Y	
	⑤水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽上部より順次下方へと清掃を行う。	1Y	
	⑥自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無を点検し、金属製	1Y	

	水槽の場合は、塗装の状態及びさびの有無を点検する。		
	⑦ボールタップのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水の給水、停止の状態を確認する。	1Y	
	⑧フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常に入・切することを確認する。	1Y	
	⑨通風装置のベルトを点検し、スリップによる摩耗、縁の切れ、底割れ、側面のひび割れ及び一部欠損の有無を点検する。	1Y	
i. 冷却水ポンプ	①圧力計の動作状態の良否を点検し、連成計及び圧力計の数値を確認する。	6M	
	②本体及び軸受部分の異音、異常振動、温度上昇等の有無を点検する。	6M	
	③本体と電動機との直結部分が正常であることを確認する。また、軸受部分からの漏水の有無を点検する。	6M	
	④ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩みの有無を点検する。	1Y	
j. ラジエータ	①本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。	6M	
	②ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。	6M	
	③屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無を点検する。	6M	
	④ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。	6M	
k. 換気装置	①給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、き裂、異音、異常振動等の有無を点検する。	6M	
	②軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	6M	
l. 配管			
(イ) 排気管	①排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。	6M	
	②排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及びき裂の有無を点検する。	6M	
	③排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及びき裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。	6M	
	④室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。	1Y	
(ロ) 各種配管	①配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みがないことを確認する。	6M	
	②配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。	6M	
	③原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。	6M	
	④温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりである	1Y	

	ことを確認する。なお、点検で取り外したパッキンは交換する。 ⑤冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。	1Y	
m. 排気消音器	①支持金具、緩衝装置等の損傷の有無を点検する。 ②ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	6M 1Y	
n. 耐震装置	①ストッパ等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。 ②基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。	6M 6M	
o. 排気ガス処理装置 【三元触媒式処理装置、脱硝触媒式処理装置、水噴射式処理装置、蒸気噴射式処理装置】	①装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を点検する。 ②排気ガスを測定し、性能を確認する。 ③制御機器の作動の良否を確認する。	6M 6M 6M	
7. 接地抵抗	①接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ②接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。 ③各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	6M 6M 1Y	
8. 絶縁測定	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類	1Y	
9. 運転機能 a. 試運転	①始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。 ②始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。ただし、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況を確認する。 ③運転中、下記計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力 ④ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことを確認する。 ⑤運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。	6M 6M 6M 6M 6M	

	⑥保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。	6M	
	⑦自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。ただし、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により行う。	6M	
	⑧ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検する。	6M	
	⑨試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	6M	
b. 調速機	①瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の 100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。	1Y	
	②瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。	1Y	
c. 保護装置	保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。	1Y	
d. 実負荷運転	①発電機の定格出力の 30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。 ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス及び給気の圧力又は温度 ・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力 ・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度（出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・原動機の回転速度 ・燃料消費量 ・振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部）ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値を測定する	1Y	
	②発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。	1Y	
	③運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。	1Y	・100%負荷が確保できない場合は、状況に応じて部分負荷としてもよい。 ・実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
	④運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検する。	1Y	
	⑤敷地境界線において騒音測定を行う。	1Y	
	⑥発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。	1Y	
	⑦試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が	1Y	

e. 予備品等	自動始動運転の待機状態にあることを確認する。 ①製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。 ②設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。 ③保守工具、取扱い説明書が備えてあることを確認する。	6M 6M 6M	
---------	---	-------------------------------	--

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

直流電源設備

1. 共通事項

- (a) 本節は、防災電源用、操作用、バックアップ用の直流電源設備に適用する。
- (b) 点検周期 6M のものは、原則として通電状態での点検作業とする。
- (c) 点検周期 1Y は、停電状態での点検作業とする。

2. 整流装置

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 外箱、機器等の外観状況	①外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。 ②各部品汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。 ③固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。	6M 6M 1Y	
2. 機能	①次の値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（盤面計器による） ②手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認を行う。 ③開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況による ON、OFF 状態を確認する。 ④過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。 ⑤機器の動作状況を下記項目について確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマの設定値 ・警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCCB トリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等） ⑥自動回復充電の動作を確認する。 ⑦実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	6M 6M 1Y 1Y 1Y 1Y	・均等充電機能を有するものに限る。 ・均等充電機能を有するものに限る。
3. 配線、端子	内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。	1Y	
4. 絶縁抵抗測定	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間	1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

避雷設備

1. 避雷設備			
点検項目	点検内容	周期	備考
1. 受電部	取付け状態及び避雷導線との接続状態を確認する。	1Y	
2. 避雷導線等	避雷導線等の損傷、断線及び接続不良の有無を点検する。	1Y	
3. 支持管	①支持金物の腐食、緩みの有無を点検する。 ②支持ボルト周囲のシーリング材の剥離、欠落等の有無を点検する。	1Y	
4. 端子箱	①端子台の緩み等を点検する。 ②箱の腐食の有無を点検する。	1Y 1Y	
5. 接地極	①接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②接地極位置等の表示の有無を確認する。	1Y 1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

構内配電線路・通信線路

1. 構内配電線路及び構内通信線路

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ハンドホール、マンホール等	①き裂、損傷及び沈下の有無を点検する。	1Y	
	②周辺地盤の沈下の有無を点検する。	1Y	
	③蓋及び金物の取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	④さび、腐食等の劣化の有無を点検する。	1Y	
2. 電柱	①沈下、傾斜及び倒壊の危険等の有無を点検する。	1Y	
	②電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無を点検する。	1Y	
	③立ち上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線等の有無を点検する。	1Y	
	⑤接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
3. 架線	①架空電線の損傷の有無を点検する。	1Y	
	②架空電線の張力（たわみ）の状況を点検する。	1Y	
	③接続箇所の損傷及び劣化の有無を点検する。	1Y	
	④架空電線と工作物又樹木等の接近状態を点検する。	1Y	
	⑤ちょう架用線との取付状態を点検する。	1Y	
4. 地中線	①ハンドホール等の内部のケーブル、接地線及び支持金物の損傷、劣化等の有無を点検する。	1Y	・ハンドホール及びマンホール内に限る。
	②高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの離隔距離等の状態を点検する。	1Y	・ハンドホール及びマンホール内に限る。
	③ケーブルの立ち上り部分の損傷、劣化の有無を点検する。	1Y	・ハンドホール及びマンホール内に限る。
	④ケーブルの用途、行先等の名札の取付状態を点検する。	1Y	・ハンドホール及びマンホール内に限る。
	⑤埋設標の設置状態を点検する。	1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（通常点検）

1. 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

なお、周期については、1 M, 1 W, 1 Dは、全て2 Mに読み替えるものとする。

2. 電灯・動力設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.照明器具	共用部分の点灯状態の確認を行う。	1M	
2.分電盤、照明制御盤等	①異常なうなり音の有無を確認する。	1M	
	②各開閉器等の開閉状態を点検する。	1M	
3.制御盤	①異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	1M	
	②コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無を点検する。	1M	

3. 受変電設備

受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に点検する。なお、異常がある場合は速やかに、施設管理担当者に報告する。

点検項目	点検内容	周期	備考
1.盤類 【配電盤、パイプフレーム、さく等】	①扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。	1M	
	②汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無を点検する。	1M	
	③ボルトの緩みの有無を点検する。	1M	
	④雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検する。	1M	
	⑤標識の汚損及び取付け状態を点検する。	1M	
2.特別高圧機器、変圧器 モールド変圧器、油入変圧器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認する。	1D	
3.高圧機器 a.変圧器 【乾式変圧器、モールド変圧器、油入変圧器】	異音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1W	
b.交流遮断器、負荷開閉器、電磁接触器	異音、異臭、漏油等の有無を点検する。	1D	
c.計器用変成器	①汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検する。	1W	
	②接続部の変色の有無を点検する。	1W	
	③接地線の外れ、断線等の有無を点検する。	1W	

d.指示計器、表示 操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。 ②配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	1D 1M	
e.高圧進相コン デンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1W	
4.低圧機器			
a.開閉器類 【配線用遮断 機、漏電遮断 機、電磁接触 器、双投電磁接 触器】	①異音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。 ②開閉表示状態（指示、点灯）を確認する。	1M 1M	
b.指示計器、表示 操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。 ②配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	1D 1M	
c.低圧進相コン デンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1W	

4. 自家発電設備

自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

点検項目	点検内容	周期	備考
1.自家発電装置	①燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検する。 ②冷却水の量及び漏れの有無を点検する。	1D 1D	
2.配電盤	①配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。 ②自家発電装置が始動及び自動運転待機状態（切替スイッチの自動側位置等）にあることを確認する。	1M 1W	・装置に搭載された盤を含む。 ・装置に搭載された盤を含む。
3.補機付属装置			
a.始動用蓄電池 装置 イ.整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。 ②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1D 1W	
ロ.始動用蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。 ②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。 ③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W 1W 1W	
b.始動用空気圧 縮装置	①充気された空気を圧力計指示値により確認する。 ②空気槽内の水抜きを行う。	1W 1W	
c.燃料タンク、燃料 移送ポンプ 等	①タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。 ②油量を点検する。	1W 1W	

d.冷却水タンク	①タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1W	
	②冷却水の水量等を点検する。	1W	
e.ラジエータ	①ラジエータ排風口周りの障害物の有無を点検する。	1W	
	②ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1W	
f.換気装置	①自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認する。	1M	
	②給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることを確認する。	1M	
g.排気管、消音器	①排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。	1M	
	②排気管等の支持金具の緩みの有無を点検する。	1M	
h.バルブ	各種バルブの開閉状態を点検する。	1M	
4.試運転	①試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間を確認する。	1M	
	②運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。	1M	
	③回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時の指示値を確認する。	1M	
	④試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切り替えて、運転待機状態にあることを確認する。	1M	

5. 直流電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。	1D	
	②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1W	
2.蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W	
	②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

6. 交流無停電電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.整流装置、逆交換装置	①汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。	1W	
	②各計器の指示値を確認する。	1D	
	③表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。	1M	
2.蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W	
	②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

・計器のあるものに限る。

7. 構内配電線路・通信線路

点検項目	点検内容	周期	備考
構内配電線路・通信線路	①架空線、引込線及びちよう架線と植物との離隔距離及びたるみ、損傷等の有無を点検する。	1M	
	②電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検する。	1M	
	③引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無を点検する。	1M	
	④マンホール及びハンドホールのふたの損傷の有無を点検する。	1M	

8. 外灯

点検項目	点検内容	周期	備考
外灯	①点灯状態を点検する。	1D	
	②灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無を点検する。	1M	

9. 避雷設備

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷設備	①突針支持管の取付け状態を点検する。	1M	
	②突針等の支持管の固定状態を点検する。	1M	
	③棟上げ導体の取付け状態及び損傷等の有無を点検する。	1M	